

【法務委員会】

(1) 審議概観

法務

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類82件のうち、1種類53件を採択した。

[法律案の審査]

いわゆる総会屋を根絶するため、昭和56年の商法改正により、株主の権利の行使に関する利益供与禁止罪が新設された。これ以降、総会屋の数は減少したもののが、根絶されることなく、その手口が巧妙化していった。このため、利益供与禁止罪の罰則の強化、摘発の強化の必要性等が指摘されていたが、平成9年に入り、野村證券、第一勧業銀行等の一流企業による総会屋への利益供与事件が次々に発覚し、トップを含め多数の企業幹部が逮捕されるという事態を生じて、国民の強い批判を浴びることとなった。

これに対して、政府は平成9年7月15日、総会屋対策関係閣僚会議の設置を決定し、同会議は9月5日、総会屋の排除に向けた「いわゆる総会屋対策要綱」を決定した。この中で、警察による支援、取締りの徹底と併せて、商法、銀行法、証券取引法等の罰則を強化するなど、政府を挙げて取り組む姿勢が示された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、このような経緯に基づき、総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、10月21日、提出された。その主な内容は、利益供与罪及び利益受供与罪の法定刑の引上げ、利益供与要求罪、威迫を伴う利益受供与罪及び利益供与要求罪の新設、利益供与を受け又は要求した者に対する懲役刑と罰金刑の併科規定の新設、会社荒らし等に関する贈収賄罪、取締役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定刑の引上げ、その他の罪の罰金刑の上限の引上げである。

本法律案は、本会議で趣旨説明を聴取し、利益供与・受供与罪の法定刑の引上げによる抑止効果、利益供与要求罪に通報・告発義務を課さなかった理由、利益供与・受供与罪の公訴時効期間の見直し等について質疑を行った後、本委員会に付託された。

本委員会における質疑では、総会屋の実態、企業と総会屋との癒着する理由、新設される利益供与要求罪の正当な市民活動に及ぼす影響、改正法による総会

屋対策の実効性等について論議が行われ、政府から、情報誌の購読要求等の経済取引を装いつつ不当な要求を執拗に行っている総会屋の手口、総会屋と癒着する企業の体質に原因があること、利益供与要求罪と正当な市民活動とは株主の権利の行使という構成要件で明確に区別できること、罰則の強化により相当の一般予防的效果が期待できること等の答弁があった。

また、参考人として出席した経済評論家の神崎倫一君からは、総会屋問題は我が国の株主総会の在り方に原因があり、会社側が公平かつ透明に総会を運営することが大切であること、元内閣広報官の宮脇磊介君からは、総会屋対策は広い視点と社会、経済、政治等のあらゆる分野にわたる総合的な組織犯罪対策の一環としての位置付けが有効であること、弁護士の渡邊顯君からは、総会屋の根絶のためには取締役や監査役を有効に機能させて企業の意識改革を図ることが重要であること等の指摘がなされた。

本委員会では、これらの審議を踏まえて、政府は、総会屋の根絶のため、総会の適正な運営、監査及び検査体制の充実を図る法的、行政的措置の整備に努め、利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働運動・住民運動を不当に阻害しないようにするとともに、経済事犯における公訴時效及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討することなど5項目からなる附帯決議を行った。

本年の国家公務員の給与改定は、8月4日、改善率1.02%、期末・勤勉手当の年間支給割合0.05月分引き上げ、指定職職員の期末手当に懲戒処分者等への減額措置の導入等を内容とする人事院勧告が出され、11月14日、指定職以上の給与改定については実施時期を1年延期して、平成10年4月1日から、それ以外は勧告どおり平成9年4月1日に遡って行うことが閣議決定された。人事院勧告の完全実施が見送られたのは、昭和60年以来、12年振りのことである。11月26日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、また、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定するものとされている。

今回の改正では、一般職給与法改正案で、指定職職員について、これまで一律に支給されてきた期末手当が廃止され、懲戒処分を受けるなど勤務成績が良好でない場合に減額される期末特別手当が新設された。これに伴い、裁判官に

ついては最高裁判所規則の改正を行い、また、検察官については一般職給与法を準用するが、検察官給与法に欠位を待つことを命ぜられた検察官に支給される手当が列挙されているため、これに期末特別手当を加える改正が行われた。

本委員会においては、裁判官の報酬、検察官の俸給を特別法で規定している趣旨、独立を保障された裁判官の期末特別手当の減額措置の在り方、給与改定が1年遅れる裁判官及び検察官の割合、裁判官の報酬を一般の政府職員の給与改定に準じて改定することの合理性等について質疑が行われ、法務省及び最高裁判所からは、独立して職権行使する裁判官の地位の特殊性、準司法的機能を有する検察官の職務と責任の特殊性に基づき、その給与については特別法で規定されていること、裁判官の期末特別手当の減額は裁判官分限法で懲戒裁判を受けた場合に限定して行うこと、指定職相当以上の割合は裁判官で7割以上、検察官では約53%であること、現行の対応金額スライド方式による給与改定には合理性があること等の答弁があった。

〔国政調査等〕

10月16日、第140回国会閉会後の9月3日から5日までの3日間、司法行政及び法務行政に関する実情調査のため、秋田県及び宮城県を訪問した委員派遣について、派遣委員の報告を聴取した。

11月6日、外国人の退去強制のための収容施設及び少年矯正施設の実情調査のため、入国者収容所東日本入国管理センター及び茨城農芸学院の視察を行った。

11月13日及び12月4日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、政府及び最高裁判所に対して、少年非行の現状と少年院における処遇状況、成年後見制度の検討状況、少年の薬物事犯の現状、死刑制度、選択的夫婦別氏制等を導入する民法改正、登記手数料改定問題と登記・供託業務の外庁化、外国人登録法改正問題、日本人拉致事件、出入国管理行政の在り方、登記所の統廃合問題、司法通訳、倒産法制と労働債権、定期借家権の導入、山一證券問題等について、質疑を行った。

また、民事訴訟法改正に伴う情報開示について総合的に検討するため、11月18日、小委員9名からなる民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置した。同小委員会は、12月9日、開会され、法制審議会における新しい民事訴訟法の附則第27条に基づく公文書に関する文書提出命令制度の検討状況について、参考人として出席した法制審議会民事訴訟部会長竹下守夫君から説明を聴き、情報公開法案の検討状況について、総務庁から報告を聴取した後、竹下参考人及び政府に対して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日（木）（第2回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月13日（木）（第3回）

- 少年非行の現状と少年院における処遇状況に関する件、成年後見制度の検討状況に関する件、少年の薬物事犯の現状に関する件、死刑制度に関する件、選択的夫婦別氏制等を導入する民法改正に関する件、登記手数料改定問題と登記・供託業務の外庁化に関する件、外国人登録法改正問題に関する件、日本人拉致事件に関する件等について下稲葉法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、総理府及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月18日（火）（第4回）

- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年11月25日（火）（第5回）

- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣、政府委員、警察庁、大蔵省、最高裁判所及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月27日（木）（第6回）

- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について参考人経済評論家神崎

倫一君、元内閣広報官宮脇磊介君及び弁護士渡邊顯君から意見を聴き、各参考人、下稻葉法務大臣、政府委員、法務省、警察庁、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月2日(火)(第7回)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

以上両案について下稻葉法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び人事院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第20号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年12月4日(木)(第8回)

○出入国管理行政の在り方に関する件、登記所の統廃合問題に関する件、司法通訳に関する件、倒産法制と労働債権に関する件、定期借家権の導入に関する件、山一證券問題に関する件等について下稻葉法務大臣、政府委員、最高裁判所、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日(金)(第9回)

○請願第18号外52件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第146号外28件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会】

○平成9年12月9日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する件について参考人法制審議会民事訴訟法部会部会長竹下守夫君から意見を聴き、総務庁当局から説明を聴いた後、同参考人、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 株主の権利の行使に関する利益供与罪・受供与罪の法定刑を「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に引き上げる。
- 2 株主の権利の行使に関し、取締役等に財産上の利益の供与を要求する利益供与要求罪を新設し、その法定刑を「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」とする。
- 3 株主の権利の行使に関し、威迫を用いて財産上の利益の供与を受け又はこれを要求する威迫を伴う利益受供与罪・要求罪を新設し、その法定刑を「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」とする。
- 4 1の利益受供与罪、2の利益供与要求罪及び3の威迫を伴う利益受供与罪・要求罪については、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 5 会社荒し等に関する贈収賄罪の法定刑を「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げる。
- 6 取締役等の特別背任罪の法定刑を「7年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金」に引き上げる。
- 7 取締役等の汚職の罪及び会計監査人の汚職の罪の法定刑のうち、贈賄側について、罰金刑の上限を「100万円」から「300万円」に引き上げるとともに、収賄側について、「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から「5

年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げる。

8 社債権者集会の代表者等の特別背任罪等の罰金刑の上限を引き上げる。

9 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 いわゆる総会屋の存在が、我が国の株主総会運営の在り方にも由来し、その根絶には企業経営者の意識改革が不可欠であることにかんがみ、総会の適正な運営と、監査及び検査体制の充実を図るための法的、行政的措置の整備に努めること。
- 2 いわゆる総会屋の不法な行為を排除するため、企業経営者等に対する警護に配慮するとともに、いわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫、殺傷等については、取締りを徹底し、事件の早期解決に努めること。
- 3 新設される利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働・住民運動を不当に阻害しないようにすること。
- 4 企業経営の健全化を図り、内部チェック機能を充実させるため、業務及び会計に関する情報の開示が十分行われるよう指導に努めること。
- 5 経済事犯における公訴時効及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討すること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それこれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それこれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、判事補及び5号から17号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の報酬にあっては平成9年4月1日にさかのぼって行い、その他の裁判官の報酬にあっては平成10年4月1日から行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 検察庁法第24条により欠位を待つことを命ぜられた検察官に支給する手当に期末特別手当を加える。
- 4 1及び2の改定は、9号から20号までの俸給を受ける検事及び2号から16号までの俸給を受ける副検事の俸給にあっては平成9年4月1日にさかのぼって行い、その他の検察官の俸給にあっては平成10年4月1日から行う。3の改正は、平成10年1月1日から行う。

（4）付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
13	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9.10.21	9.11.14	9.11.27 可 決	9.11.28 可 決	9.11.7 可 決	9.11.28 可 決	9.11.11 可 決
					附帯決議	附帯決議			
				○9.11.14	参本会議趣旨説明	○9.10.28	衆本会議趣旨説明		
19	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	"	11.26	11.28	12.2 可 決	12.3 可 決	11.26	11.27 可 決	11.28 可 決
20	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	11.26	11.28	12.2 可 決	12.3 可 決	11.26	11.27 可 決	11.28 可 決